

会 議 録

会議の名称	令和7年第3回 白岡市教育委員会臨時会
開催日	令和7年2月18日（木）
開催時間	午前10時00分 開会 ・ 午前11時22分 閉会
開催場所	白岡市役所 4階 会議室404
教育長の氏名	横 松 伸 二
出席者（委員等）の氏名	横 松 伸 二 小野目 如 快 和 田 玲 子 福 永 肇
欠席者（委員）の氏名	山 崎 美佐江
説明員の職・氏名	教育部長 長 谷 川 亘 教育総務課長 高 垣 秀 樹 生涯学習課長 小 船 伊 純
事務局職員の職・氏名	教育総務課主幹 神 田 晶 子
点検評価員	
会議次第	1 開 会 2 日程第1 会議録署名委員の指名 3 日程第2 議案 議案第13号 白岡市教育委員会事務局組織規則の一部を 改正する規則について 議案第14号 白岡市教育委員会事務局組織の改編に伴う 関係訓令の整備に関する訓令について 議案第15号 令和7年第2回（3月）白岡市議会定例会提出議案に係る意見聴取について 4 閉 会
配布資料	別添のとおり
傍聴者数	0人

1 開 会

教育長 出席委員4名、定足数に達しており開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

教育長 市教育委員会会議規則第15条の規定により、和田委員及び小野目委員を指名した。

教育長 日程第2 議案第15号は意思決定過程に関する情報のため、非公開で行いたいが無いか。

委員 (異議なし)

教育長 異議なしと認め、非公開とする。

3 議案

【上 程】

教育長 議案第13号 白岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について上程し、提案理由の説明を求める。

【説明】 (議案第13号について、教育部長が概要説明を行い、教育総務課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

A 委員 文化財保護担当について、資料が見にくく理解できないので、説明をお願いしたい。

教育総務課長 文化財保護担当が生涯学習課にある。13項目関連業務があるうち、13から18までが学びあい図書館担当に付いているが、文化財保護担当に移管する。

※現行の例規集を資料とし紙で配付した。

削る部分、つまり移管する部分について説明する。芸術文化については市長部局へ移管される。スポーツ振興担当も市長部局へ移管される。11から15を学びあい図書館担当から文化財担当に加える。

加えるところについては、最終頁のスポーツ振興担当の後に魅力ある学校づくり推進室が入る。

生涯学習課の第2条の3で、生涯学習課の出先機関について、B&G海洋センターから市民テニスコートまでを削る。大きく変わるところはその部分である。

第2条第1項の課名で、生涯学習課の下に課と同列で、魅力ある学校づくり推進室が加わり、文化財担当からスポーツ振興担当が削られる。

第6条に部長等の下に続き、室長という役職が出来る。

今回の改正は、魅力ある学校づくり推進室が新たに置かれ、生涯学習課の芸術文化振興、スポーツ振興担当が市長部局に移管されるものである。

B 委員	第 2 条に、3 つの課に加え、魅力ある学校づくり推進室が並列で入ってくるのか。
教育総務課長	そのとおりである。
B 委員	課長の下に室長が来るのか。
教育総務課長	そのとおりである。
A 委員	並列だが、課でなく室という名前なのか。
教育総務課長	そのとおりである。課と同列であるが、室として加えられる。
教育長	補足する。課名でなく、課等名となる。課と室の違いについては、室が臨時的意味合いで、用がなくなればなくなる。これは慣例のようなものである、室長は課長と同等の者が室長になるイメージである。
C 委員	新しく課と同列でできるということだが、兼務はあるのか。
教育総務課長	兼務の予定はない。
教育長	組織的には兼務は可能であるが予定はない。
【採 決】	
教育長	議案第 1 3 号 白岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について案件のとおり決定する。
【上 程】	
教育長	議案第 1 4 号 白岡市教育委員会事務局組織の改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令について上程し、提案理由の説明を求める。
【説 明】	(議案第 1 4 号について、教育部長が概要説明を行い、教育総務課長が資料に基づき説明した。)
【質疑応答概要】	
B 委員	第 3 条の「魅学」について、言葉の定義がよくわからない。魅力ある学校づくり推進室の略だと思うが、造語としては良いが、行政の言葉として使用してよいのかというのが分からない。法律用語として良いのか。
教育総務課長	公文書を発送する時の記号である。
教育長	文書を発送する際の記号であり、意味がない。2 文字とするのが普通であり、魅力ある学校づくり推進室が発

送する文書と分かりやすくする。

C 委員

新しい役職として室長が加わり、「又は主務課長」とあるが、主務課長とはどういう意味であるか。

教育総務課長

主務課長は、担当する課長という意味である。第9条に代決の規定がある。教育長の決裁を要する事項について書いてある。不在であるときに代決される規定として置かれている。担当する課長のことである。課長又は室長となっている。

【採 決】

教育長

議案第14号 白岡市教育委員会事務局組織の改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令について案件のとおり決定する。

【上 程】

教育長

議案第15号 議案第10号 令和7年第2回（3月）白岡市議会定例会提出議案に係る意見聴取について上程し、提案理由の説明を求める。

【説 明】

（議案第15号について、教育部長が概要説明を行い、教育総務課長が資料に基づき説明した。）

【質疑応答概要】

B 委員

審議会の役目について伺う。実質的な実働部隊なのか、意見を言う会議なのか。どういう実態の組織か。

教育総務課長

「教育委員会の諮問に応じ」としているので、教育委員会で決定したことを諮問し、諮問に応じて調査審議をしていただき、その結果を教育委員会に答申するものである。

教育長

最終的な決定は教育委員会にある。

C 委員

任期が2年とあるが、審議会自体は何年間設置するのか。

教育総務課長

任期については、今後進めていく学校の適正規模・適正配置計画の策定のスケジュールが2年間なので、合わせて任期を2年とた。

C 委員

2年を区切りとしてこの審議会は解散と考えて良いか。

教育総務課長

策定したら役目が終わるのでそこで終わりである。

A 委員

今の話の流れとなるが、学校適正規模・適正配置計画はコンサルにお願いすると思うが、最初に案を作るのは審

議会か、教育委員会か、流れを伺う。

教育総務課長

計画素案をコンサルと魅力ある学校づくり推進室で作
り、審議会が審議する流れを考えている。素案を審議し
ていただくのが審議会である。

教育長

補足する。教育委員は審議しないが、勉強会などで逐
一報告するので、教育委員は事務局と同じ立場で意見を
上げてもらう。

B 委員

議員とは直接関係を持たないのか。

教育総務課長

議会には、審議会ですとまとめたものを、議員協議会にお
いて進捗状況を報告することを考えている。

教育長

手続きは色々あるが、意見が出るようにしたいと考
えている。最終的にはこの教育委員会で決定するので、最
終的な権限を持つこととなる。

A 委員

計画策定に関し、法令の関係など細かな分野の専門家
が必要だと思うが、総括して法令関係なども踏まえ、職
域しかわからないことを専門家であるコンサルに委託す
るのか。

審議会是一般市民、現場の先生、子供や保護者が市民
感覚の目線で意見を言う場と考えてよいのか。例えば何
かを建てるという時、建築基準などの法令を踏まえて意
見を出す、素人の意見を出す、その行ったり来たりがあ
ると思うが、審議会では、基準などを説明できる人を同席
させたりするのか。

教育総務課長

審議会の委員の人数は15名で考えている。委員の構
成員、保護者、校長、公募に応じた人などを考えている。
また、学識経験者にも入っていただくことを考えている。
まずは素案を、専門知識、知見をいただきながら、コン
サルが様々な意見を踏まえ作り、事務局である魅力ある
学校づくり推進室の職員が固め、審議会に出していく。
当然、専門家の知見も入れて練っていかうと考えている。

教育長

コンサルは事務局側として参加してもらおうと考えて
いる。コンサルは文科省の法令等にも精通しているし、
学識経験者の意見なども調べてもらい事務局の知恵袋と
して同席することをイメージしているので、発言された
イメージと合っている。

B 委員

委員に、校長、教頭、その下の、白岡市の将来を担う

次世代の先生を入れなくていいのか。保護者も2、3年したら子供が卒業してしまう。

教育総務課長

学校の中でそういう議論をしていただき、まとめて校長に出していただくイメージである。全校が入ると15名を超えてしまうが、学校からの意見を入れていく。

B 委員

校長は個人というより学校の代表として入るのか。

教育長

校長の代表が入るので、校長が取りまとめ校長会の代表として説明するイメージである。校長としての発言も入ると思うし、個人としての発言も入ると思うが、基本的には代表として発言していただくものである。

C 委員

15名が4つの分野から選出されるが、それぞれ同じくらいの人数なのか。また、公募は、教育委員会から声を掛けるのか。

教育総務課長

公募は5名を限度としているが応募状況による。想定では、学校長は校長会から4名を考えている。PTA関連は、照会をして4名程度を考えている。学識経験者は2名を考えている。

教育長

審議会での話は公開で傍聴できる。教育委員は委員としては入れないが教育委員会で決める時の参考としていただければと思う。

【採 決】

教育長

議案第15号 令和7年第2回（3月）白岡市議会定例会提出議案に係る意見聴取について案件のとおり決定する。

6 閉 会

教育長

以上をもって閉会を宣言する。

議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

議 事 録 署 名 委 員

議 事 録 署 名 委 員